誓 約 書

当社は、下記１から６の要件を全て満たしていることを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

１　宮城県内（以下「県内」という。）で本店所在地の法人登記が行われており、県内で事業を営む法人（会社法（平成１７年法律第８６号）第２条に規定する会社（その他の法により会社法における合名会社の規定を準用し実質的に会社形態をとる者を含む）に限る）又は県内に住所を有し、県内で主たる事業を営む個人であること。

２　デジタル技術を導入し、自社の新たな生産性の向上や改善、効率化等に取り組む者であること。

３　次のいずれかに該当する者でないこと。なお、大企業とは、中小企業・小規模企業者以外の者で事業を営む者をいう。ただし、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合のいずれかに該当する者については、大企業として取り扱わないものとする。

イ　発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業・小規模企業者

ロ　発行済株式の総数又は出資価格の総額の３分の２以上を大企業が所有している中小企業・小規模企業者

ハ　大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業・小規模企業者

ニ　発行済株式の総数又は出資価格の総額をイからハに該当する中小企業・小規模企業者が所有している中小企業・小規模企業者

ホ　イからハに該当する中小企業・小規模企業者の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の全てを占めている中小企業・小規模企業者

ヘ　確定している（申告済みの）直近過去３年分の各年又は各事業年度の課税所得の年平均額が１５億円を超える中小企業・小規模企業者

４　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第２条に規定する「風俗営業」、「性風俗関連特殊営業」及び「接客業務受託営業」を営む者でないこと

５　主たる業種が、統計法（平成１９年法律第５３号）第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類に掲げる情報通信業でないこと。

６　宮城県中小企業等デジタル化促進事業補助金、宮城県中小企業等デジタル化加速事業補助金又は宮城県中小企業等デジタル化支援事業補助金の交付を受けていないこと。

宮城県知事　村井 嘉浩　殿

　　　　年　　月　　日

住所（又は所在地）

社名及び代表者名